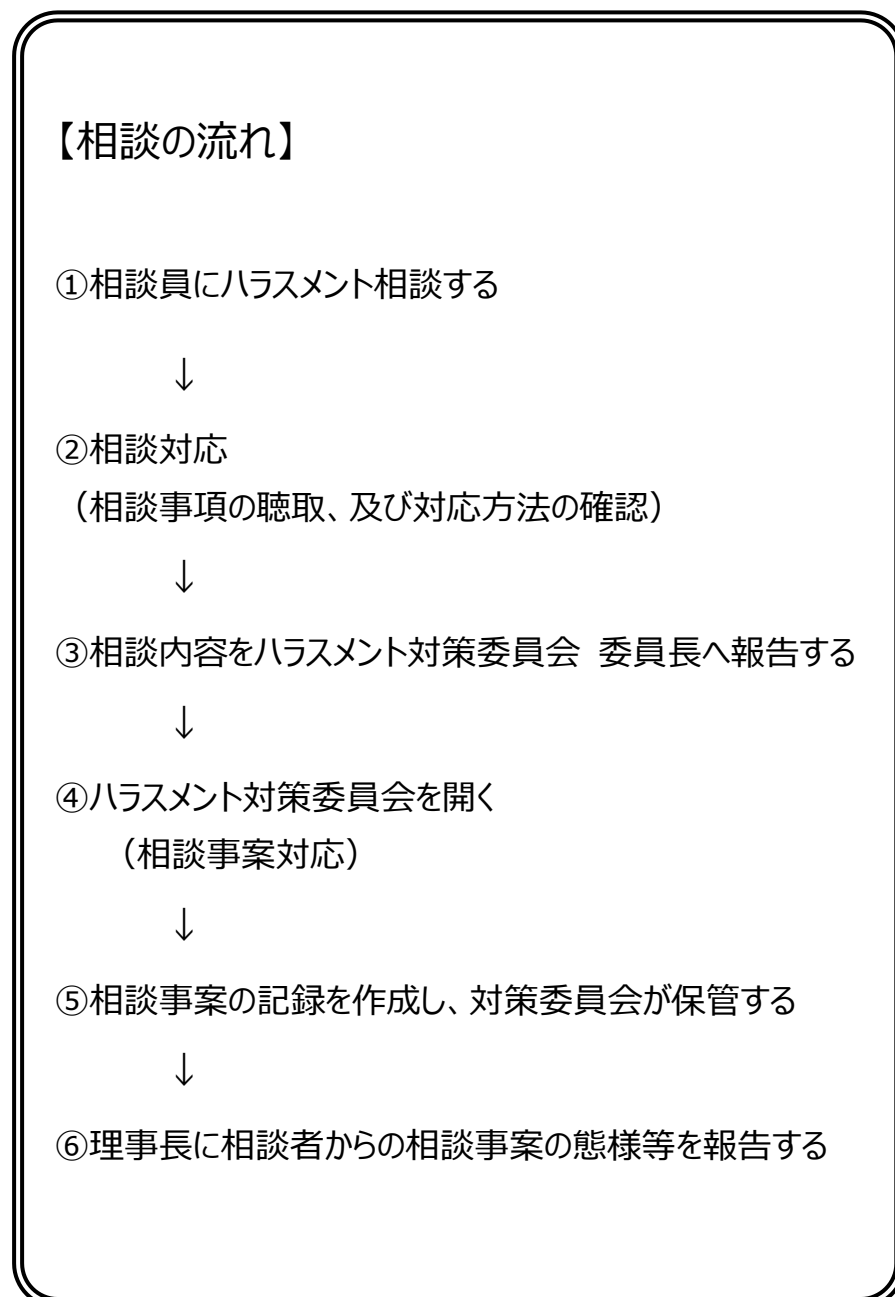
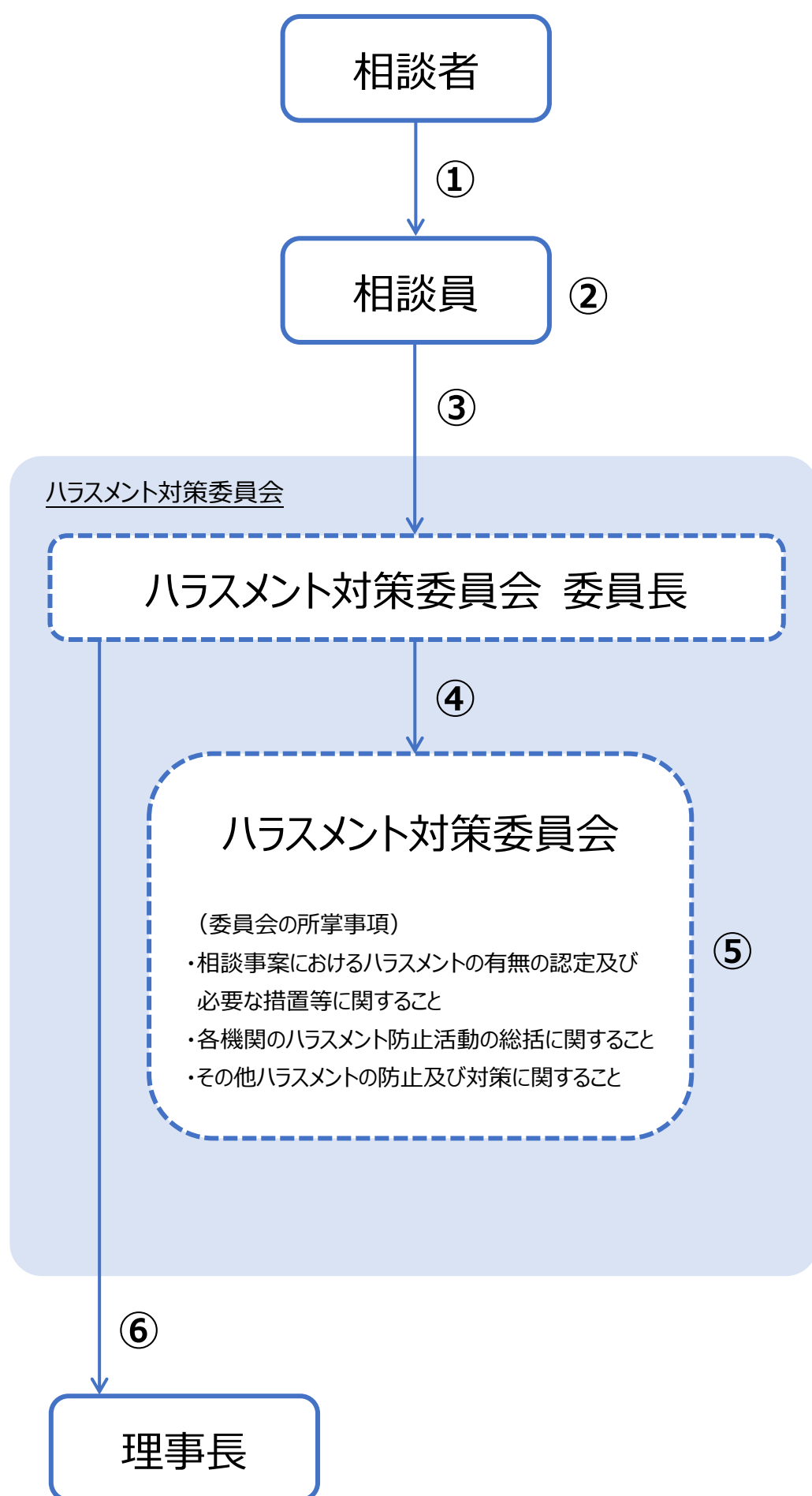


(1) 「記録」の場合 (学校法人新潟科学技術学園ハラスメント防止等に関する規程第8条第1項第1号)

相談者の意向に基づき匿名又は顕名とし、ハラスメント相談があったことを記録として残す方法

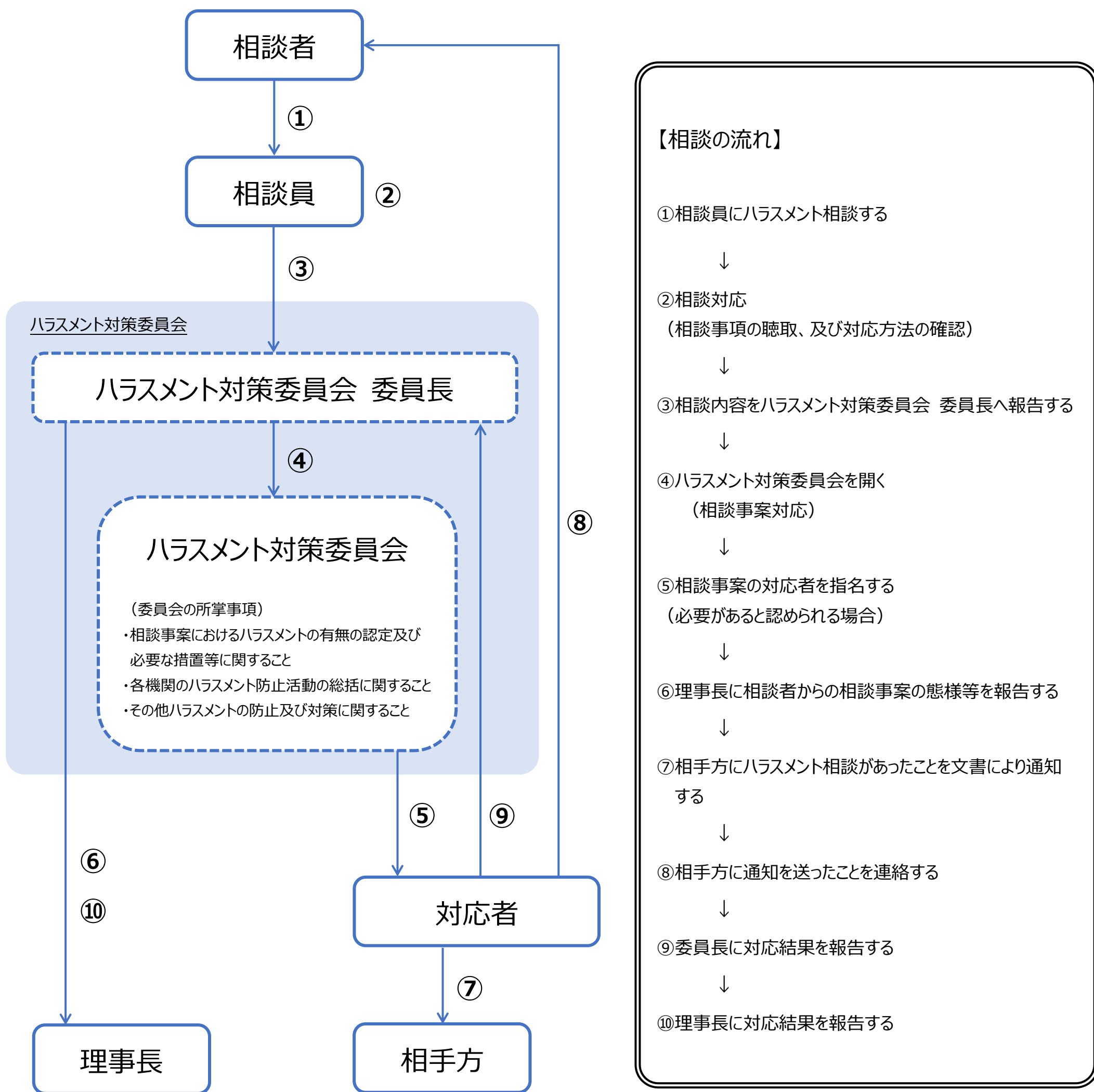


(備考)

- ・相談者は、選択した対応方法が不調に終わった場合は、別の対応方法への変更を申し出ることができる。
- ・相談者は、ハラスメント対策委員会が相談事案の対応を継続している場合は、いつでも書面をもって事案の取り下げをすることができる。

(2) 「通知」の場合 (学校法人新潟科学技術学園ハラスメント防止等に関する規程第8条第1項第2号)

相談者の意向に基づき匿名又は顕名とし、相手方に対してハラスメント相談があったことを通知する方法

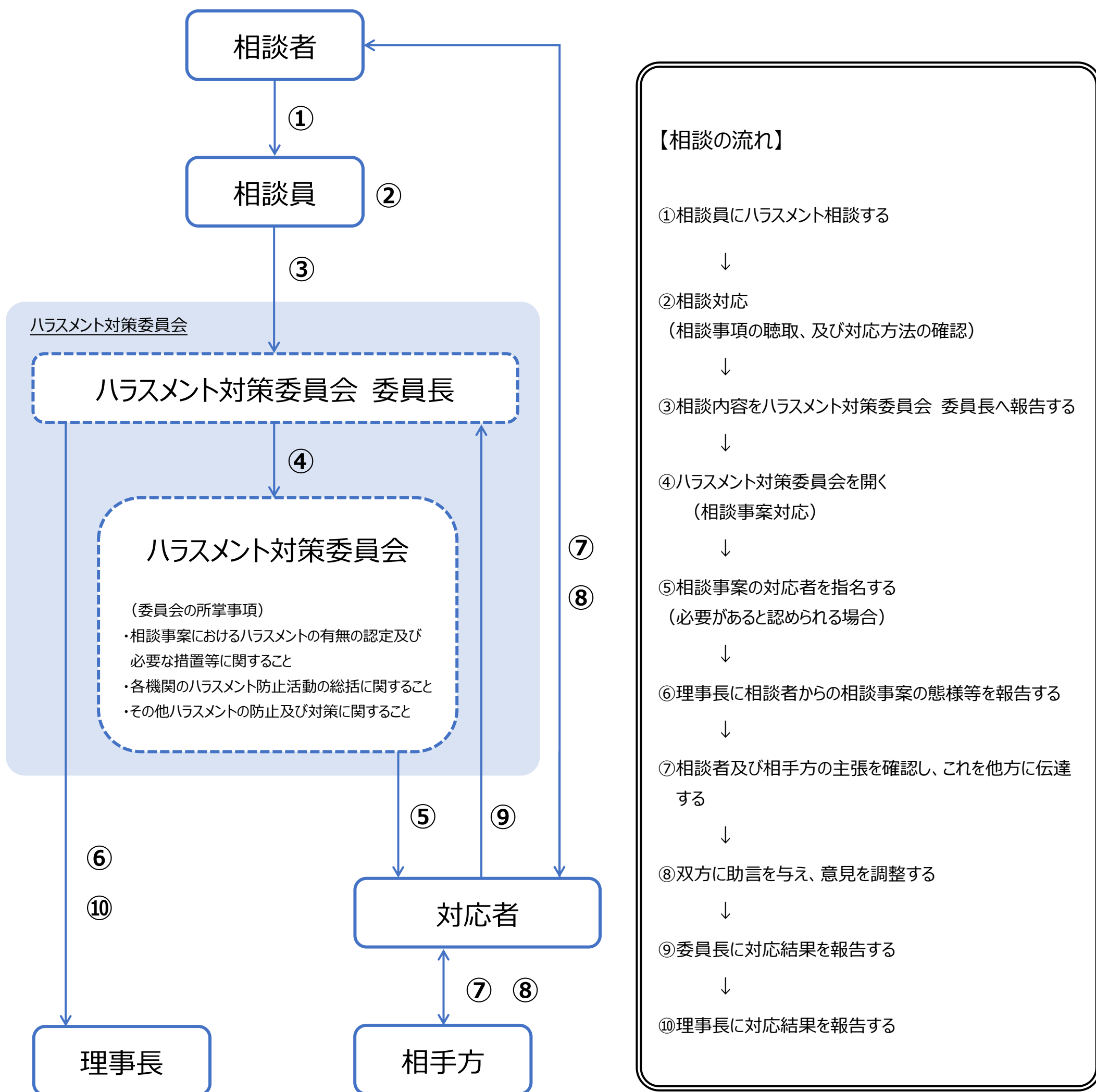


(備考)

- ・相談者は、選択した対応方法が不調に終わった場合は、別の対応方法への変更を申し出ることができる。
- ・相談者は、ハラスメント対策委員会が相談事案の対応を継続している場合は、いつでも書面をもって事案の取り下げをすることができる。

(3) 「調整」の場合 (学校法人新潟科学技術学園ハラスメント防止等に関する規程第8条第1項第3号)

相談者の意向に基づき匿名又は顕名とし、相談者及びその相手方の相談事案に関する主張を公平な立場で調整する方法

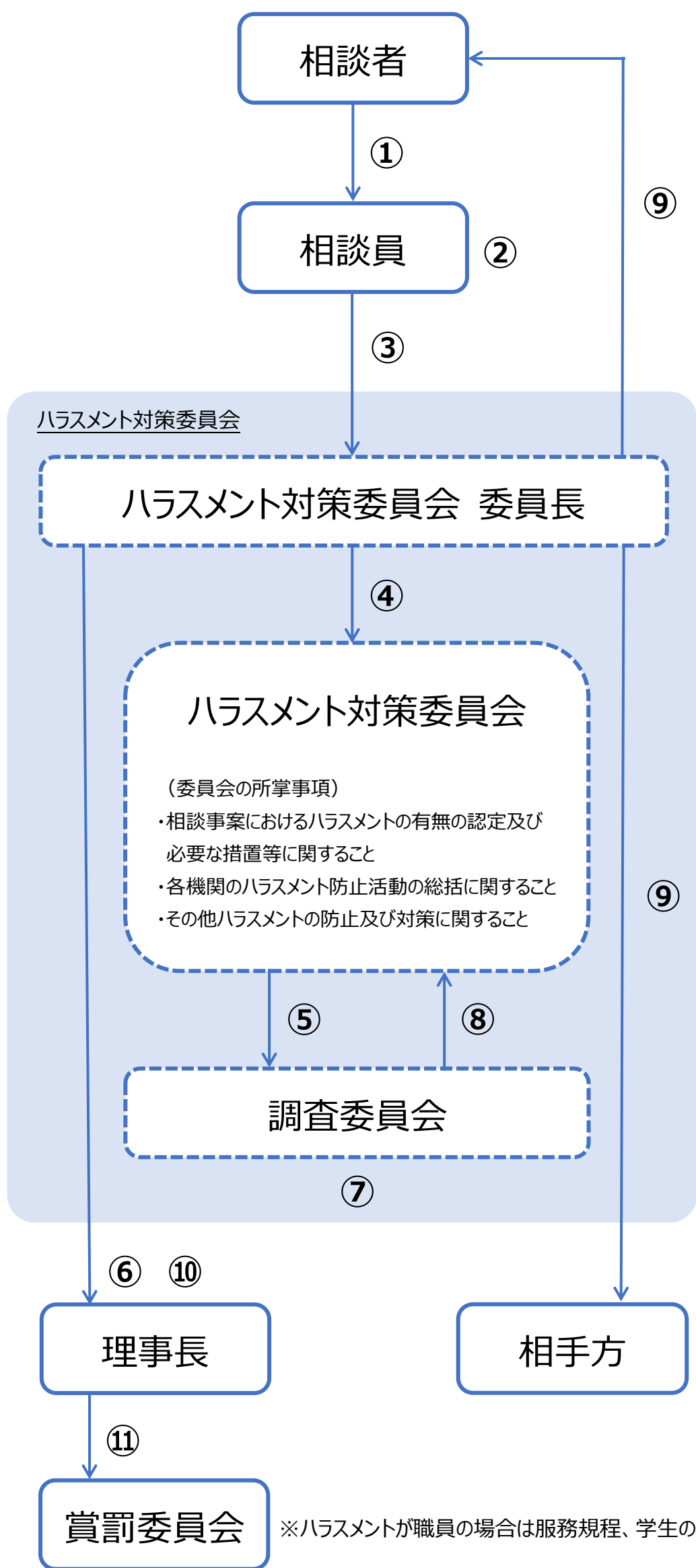


(備考)

- ・相談者は、選択した対応方法が不調に終わった場合は、別の対応方法への変更を申し出ることができる。
- ・相談者は、ハラスメント対策委員会が相談事案の対応を継続している場合は、いつでも書面をもって事案の取り下げをすることができる。

(4) 「調査」の場合 (学校法人新潟科学技術学園ハラスメント防止等に関する規程第8条第1項第4号)

相談者は顕名とし、事実関係の公正な調査に基づき、ハラスメントの有無を認定し、適切な措置を講ずる方法



- 【相談の流れ】**
- ①相談員にハラスメント相談する
 - ↓
 - ②相談対応
(相談事項の聴取、及び対応方法の確認)
 - ↓
 - ③相談内容をハラスメント対策委員会 委員長へ報告する
 - ↓
 - ④ハラスメント対策委員会を開く
(相談事案対応)
 - ↓
 - ⑤調査委員会を設置する
(必要があると認められる場合)
 - ↓
 - ⑥理事長に相談者からの相談事案の態様等を報告する
 - ↓
 - ⑦事実関係の調査をし、講ずべき措置等の検討をする
 - ↓
 - ⑧調査結果の報告、講ずべき措置等の検討の報告をする
 - ↓
 - ⑨ハラスメントの有無の認定結果を相談者及びその相手方並びに関係部局等の長に通知する
 - ↓
 - ⑩理事長に対応結果を報告する
 - ↓
 - ⑪賞罰委員会を招集する

※ハラスメントが職員の場合は服務規程、学生の場合は学則に基づき審議する。

(備考)

- ・相談者は、選択した対応方法が不調に終わった場合は、別の対応方法への変更を申し出ることができる。
- ・相談者は、ハラスメント対策委員会が相談事案の対応を継続している場合は、いつでも書面をもって事案の取り下げをすることができる。
- ・ハラスメントの認定結果に異議がある場合は、文書をもってハラスメント対策委員会に対して異議を申し出ることができる。